

中央区地域包括支援センターにおける職員配置基準の柔軟化等について

- 👉 介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第61号)の施行に伴い、次の見直し等を行う。
- 地域包括支援センター（以下「センター」という。）における職員配置基準の柔軟化（「従うべき基準」の改正に伴う対応）
 - 引用する条項に号の細分のずれが生じたことによる規定の整備

1 内容

(1) センターにおける職員配置基準の柔軟化

【現在の基準】

保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（以下「3職種」という。）は、担当する区域における高齢者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに専らその職務に従事する常勤の職員で、その員数はそれぞれ1人とする。

【見直し後の基準（現在の基準は存置）】

- ① 3職種の員数について、高齢者数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）が必要と認める場合は、常勤換算方法(※)によることを可能とする。

〔※常勤換算方法… センターの職員の勤務延時間数を常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法のこと〕

<例>

常勤職員0.0人(欠員) + 非常勤職員0.6人(週3日勤務) + 非常勤職員0.4人(週2日勤務) [基準不適合]
(常勤不在)

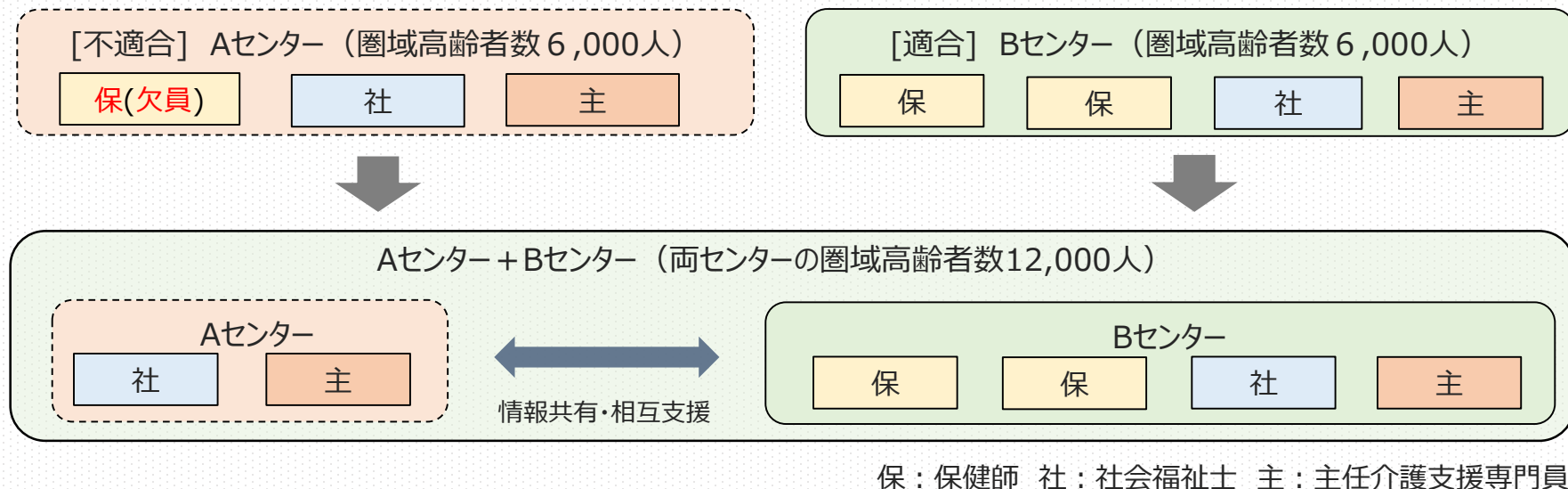


常勤職員1.0人(週5日勤務)に換算可能

[基準適合]

- ② センターの効果的な運営に資すると運営協議会が認める場合には、複数圏域の高齢者数に応じて3職種を配置することで、当該圏域の各センターでの配置基準を満たすものとする。ただし、各センターに置くべき常勤の職員数の基準は、3職種のうち2職種とする。

<例>



- (2) 規定整備
引用する条項に号の細分のずれが生じるため規定を整備する。

2 改正を要する条例

- (1) 中央区地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例
- (2) 中央区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（規定整備のみ）

3 施行予定日

公布の日